

子ども・子育て支援新制度に関する基準等を定める条例（素案）について

1 主旨

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度実施に向けて、国より順次公布されている府省令等をもとに、新制度の給付対象となる施設・事業の認可・運営基準、保育の必要性に係る支給認定等について、条例の素案をとりまとめたので報告する。

2 区が定める条例（素案）（名称は全て仮称）

（1）世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

目的と項目：改正児童福祉法34条の16の規定に基づき、地域型保育事業の認可を実施するために、設備・面積基準、職員の数及び資格要件、連携施設の設定、事業者等の一般原則等を条例で定める。

（2）世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例

目的と項目：認定または認可を受け、区が給付による財政支援の対象となる確認を行った教育・保育施設及び地域型保育事業を運営するにあたり、施設等の利用定員、説明すべき事項、応諾義務、利用者負担金の受領、運営規程の整備義務等運営に関する基準等を子ども・子育て支援法34条2項及び46条2項の規定に基づき条例で定める。

（3）世田谷区子ども・子育て会議条例

目的と項目：子ども・子育て支援法77条1項各号に定める事項を処理するため、会議の所掌事項、組織、任期、会議の開催要件等を規定する。

（4）世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

目的と項目：改正児童福祉法34条の8の2の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の実施にあたり、設備・面積基準、職員の数及び資格要件、運営規程の整備義務等運営に関する基準等を条例で定める。

（5）世田谷区支給認定及び保育の利用の調整等に関する条例

目的と項目：子ども・子育て支援法20条1項の規定による教育・保育給付の支給認定等について定めるとともに、改正児童福祉法24条3項による保育の利用調整について規定する。

3 条例（素案）の主な内容

別紙1～5参照

4 利用者負担にかかる条例について

区は、国が示した「利用者負担のイメージ」に基づき認可保育園、認定こども園、区立幼稚園及び新制度に移行する私立幼稚園の保育料について検討を続けてきたが、現時点においても国は今後、正式な方針を示すこととしている。

したがって、他の条例と併せての制定を見送り、第4回区議会定例会での提案を目指すこととし、早期に全体像と詳細な取り扱いを提示するよう国に求めていくとともに、適正な負担のあり方について検討を行う。

5 今後のスケジュール（予定）

平成26年	9月		平成26年第3回区議会定例会に条例（案）提案
	10月	1日	全5条例公布 （仮称）世田谷区子ども・子育て会議条例施行
	11月		第4回区議会定例会に保育料条例（案）提案
	12月		保育料条例公布
平成27年	4月	1日	子ども・子育て支援法施行、新制度実施 未施行条例施行